

入札説明書

1 入札に付する事項

別記の1のとおり。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 知事の審査を受け、営業種別「2機械器具類」の営業種目「07冷暖房機器」について平成29・30・31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者（開札時刻において資格審査終了済であり、資格を有している者）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）に規定されている管工事業の許可を受けた者であること。
- (4) 国及び地方公共団体との間に種類及び規模が同程度の契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績があること。
- (5) 入札参加資格確認申請書（別紙様式1、以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (6) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件調達の様子の策定に直接関与していないものであること。
- (7) 本件入札において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害するために入札を行った者でないこと。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、本件入札について入札公告等に公告等をされた事項につき、申請書その他の書面により、審査を受けて適当と認められた者であること。
次の各号に掲げる全ての要件を満たす者を対象とする。
- (9) 中央制御管理方式（山武ビルシステムカンパニー株式会社製）である空調設備の保守点検が可能であり、愛媛県内に営業拠点を有する者であること。

3 入札の日時及び場所等

別記の2のとおり。

開札は、即時開札とする。

4 入札手続に関する注意事項

- (1) 入札書（見積書）については、愛媛県ホームページ（<http://www.pref.ehime.jp/>）でのダウンロード又は別記の3の場所での手渡しにより交付したものを使用すること。（入札参加者又はその代理人は、必要な印鑑を持参のこと。）
- (2) 入札参加者又はその代理人は、愛媛県会計規則、入札説明書、契約書（案）、仕様書等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、質疑事項がある場合は、別記の3に掲げる者に説明を求めることができる。但し、入札後、これらについての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札書に記載する金額は、アラビア数字を用いなければならない。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しない物で記載又は押印しなければならない。（鉛筆書きによる記載は不可）
- (6) 書類への押印に際しては、シャチハタ印やスタンプ印等、材質に耐久性がない印鑑の使用や保存性のないインク等の使用は認めない。但し、押印に代わるものとして、外国人による署名は認める。

- (7) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印しなければならない。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札書の入札金額を訂正することはできない。(入札金額を訂正する場合は、入札書を提出し直すこと。)また、入札書の入札金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。
- (9) 提出した入札書及び委任状の返還、引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (10) 入札執行者は、必要と認めるときは、当該入札の執行を中止し、若しくは取消し、又は入札日時を延期することができる。この場合において入札執行者は入札者の損害に対する責を負わないものとする。
- (11) 入札参加者又はその代理人の入札金額は、受託業務に係る一切の諸経費を含めて入札金額を見積もるものとする。なお、消費税及び地方消費税相当額については、契約の際に別途加算するので、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

5 入札会場における注意事項

- (1) 入札及び開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。なお、原則的に、入札会場には、入札執行事務に関係のある職員を除き、他の者は入室できない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後は入札会場に入場できない。また、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札が終了するまで、退場することができない。
- (3) **代理人による入札を行う場合には、代理人は、入札会場において、入札開始前に、入札権限に関する別添「委任状」を提出し、入札執行者の確認を受けなければならない。**
- (4) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者。
 - イ 公正な価格を害し、又は、不正な利益を得るための連合をした者。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について2人以上の者の代理人となることはできない。また、他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (6) 予定価格の制限範囲内の価格での入札がないときは、2回を限度として入札をするものとする。2回の入札をするもさらに落札者がいないときは、2回を限度として見積に移行するものとする。

6 無効の入札書

- 次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申し立てができないものとする。
- (1) 入札に参加する資格のない者又は代理権限がない者が入札したとき。
 - (2) 入札参加者又はその代理人が2以上の入札をしたとき。(関与した全ての入札が無効)
 - (3) 入札参加者又はその代理人が、他の入札参加者の代理をして入札したとき。(関与した全ての入札が無効)
 - (4) 入札書の入札金額を訂正して入札したとき。
 - (5) 「入札金額以外を訂正した入札書」又は「訂正した委任状」において、適正な訂正印のないとき。
 - (6) 入札書及び委任状の金額、記名、押印その他必要な記載事項を確認できないとき。
 - (7) 本人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としないとき。代理人が入札する場合は、入札書に当該代理人の住所・氏名及び押印のない又は判然としないとき。
 - (8) 入札書及び委任状において、委託業務等の名称に重大な誤りのあるとき。
 - (9) **代理入札において、必要な手続要件を備えていないとき。**
(参考) 代理入札において、見られる無効の例

ア 代理入札であるにもかかわらず、入札参加者本人による入札書を提出したとき（入札書を厳封して持参したとしても無効）

イ 入札書に代理人の住所・氏名の記載がないとき

ウ 代理人の印影が、入札書と委任状で異なっているとき

エ 委任状に代表者印がないとき（社印は意思表示にならない）

オ 委任状に代理人の印がないとき

カ 入札書に代理人の印がないとき

キ 入札書に代理人の印と代表者印の両方が押印されているとき（意思表示者が不明）

ク 代理人の印がシャチハタ印であるときなど

- (10) 入札者が連合して入札をしたと明らかに認められたとき。
- (11) 入札者が入札に際して不正の行為をしたと明らかに認められたとき。
- (12) 再度の入札において、当初の最低入札金額を上回る額の入札をしたとき。
- (13) 入札者が入札に関し県の担当者の指示に従わなかったとき。
- (14) その他愛媛県会計規則又は入札に関する条件に違反したとき。

7 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうちで最低価格をもって入札をした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。この場合において、くじを引かない者があるときには、入札事務に関係のない職員を入場させ、これに代わり、くじを引かせるものとする。
- (3) 入札価格に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。また、入札価格は、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
- (4) 落札者を決定したときは、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に、入札会場にて告知するものとする。
- (5) 入札参加者及びその代理人は、入札後、入札手続、愛媛県会計規則、仕様書、契約条項等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (6) 入札参加者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。また、再度の入札において、当初辞退した入札参加者及びその代理人は、以降の入札には参加できない。
- (7) 落札者は、指定の期日までに契約書を取り交わすものとする。契約書の作成においては、まず、契約の相手方と決定した者が押印し、さらに局長が、その送付を受けて、押印するものとする。落札者が、指定の期日までに契約の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すことがある。
- (8) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (9) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

8 入札保証金

- (1) 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）
- (2) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、愛媛県に帰属する。
- (3) 入札保証金に係る取扱いについては、愛媛県会計規則の規定による。

9 契約条項

契約書（案）及び添付書類のとおり。

10 契約保証金

- (1) 契約保証金は、契約金額の10分の1以上の額とする。
ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）
- (2) (1)に定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては、愛媛県会計規則の規定による。

11 資格審査に関する事項

- 2 (1) の資格審査に関する事項の照会先並びに申請書の提出先
- (1) 部局名 愛媛県出納局会計課用品調達係
 - (2) 住 所 〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
 - (3) 電話番号 089-912-2156

12 その他の事項

- (1) 入札参加者若しくはその代理人が、本件調達に関して要した費用については、すべて当該者が、負担するものとする。
- (2) 事務を担当する部局は、**別記の3のとおり**とする。
- (3) 入札関係書類の交付は、**別記の4のとおり**とする。

1 入札に付する事項

- (1) 件名
愛媛県西条第二庁舎空調設備保守点検業務の委託
- (2) 委託業務名及び数量
愛媛県西条第二庁舎空調設備保守点検業務 一式
- (3) 委託業務の内容等
契約書（案）及び仕様書による。
- (4) 委託期間
平成29年6月1日～平成30年3月31日
- (5) 業務実施場所
愛媛県西条第二庁舎（所在地：愛媛県西条市丹原町池田1611）
- (6) 入札方法
(2)についての総価で行う。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札の日時及び場所

- (1) 入札日時
平成29年5月25日（木）11時00分
- (2) 入札場所
愛媛県西条市丹原町池田1611
愛媛県西条第二庁舎2階入札室

3 事務を担当する部局

- (1) 部局名 愛媛県東予地方局産業振興課企画調整係
- (2) 住 所 〒791-0508 愛媛県西条市丹原町池田1611
- (3) 電話番号 0898-68-7322

4 入札関係書類の交付

愛媛県ホームページ（<http://www.pref.ehime.jp/>）でのダウンロード又は上記3の場所での手渡しにより交付する。

手渡しでの交付の場合は、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く日の、午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く）とする。

5 入札参加資格の確認

平成29年5月16日（火）までに上記3に提出すること。（持参又は郵送）

- ア 入札参加資格確認申請書
- イ 国土交通大臣又は都道府県知事からの建設業（管工事業）許可証明書の写し

※入札当日に必要なもの

- 入札書
- 委任状（代理人が入札に参加する場合。）
- 見積書（代理人が出席する場合は、委任状に押印している代理人の印鑑。）
- 代表者印（代理人が出席する場合は、委任状に押印している代理人の印鑑。）

入札（契約）保証金について

1 入札保証金

(1) 入札保証金の納付

入札説明書に記載しているとおおり、入札に先立ち、入札保証金の納付が必要です。必要な金額を、次のいずれかで納付してください。ただし、(4)に該当する場合は免除されます。

- ・現金
- ・小切手（入札日の10日前から入札日までの間に振り出されたもの。指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をしたものに限る。振出人が入札参加者の小切手は取扱不可）

※指定金融機関等は別紙のとおり

(2) 入札保証金の額

入札者が見積もる入札金額×108/100の金額の100分の5以上が必要です。

(例) 入札書に1,000,000円と記入する場合

$$\left[\begin{array}{l} 1,000,000円 \times 108/100 = 1,080,000円 \cdots \underline{\text{入札者が見積もる契約金額}} \\ 1,080,000円 \times 5/100 = 54,000円 \cdots \text{入札保証金額} \end{array} \right]$$

(3) 納付期限及び方法

①入札前までに入札保証金納付書により納付してください。

入札保証金納付書には、次のとおり押印が必要です。

- ・「代表者本人」が入札参加→代表者印
- ・「代理人」が入札参加→委任状に押している印（代表者印は不要）

②金額等を確認したうえで、入札保証金保管書を交付します。

③入札終了後、不落札の方には入札保証金を還付します。その際、保管金受領書に200円の収入印紙を貼付してください。

④落札された方には、契約保証金納付の際（契約保証金を免除するときは契約締結後）に還付します。

(4) 免除

①保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、当該保険契約の証書を提出することにより、入札保証金が免除されます。

②過去2年間において、国及び地方公共団体等と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行している実績がある場合は、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出することにより、入札（契約）保証金が免除される場合があります。

- ・免除申請書提出期限平成29年5月22日(月) 午後5時15分
- ・申請書の審査結果は、入札日の前日までに通知する予定。

2 契約保証金について

落札者は、契約金額の10分の1以上の契約保証金が必要です。契約保証金の納付方法については、別途通知します。

ただし、1(4)等に該当する場合は免除されます。

指定金融機関等一覧区分

区分	金融機関名
指定金融機関	株式会社伊予銀行
指定代理金融機関	株式会社愛媛銀行
	愛媛県信用農業協同組合連合会
収納代理金融機関	愛媛信用金庫
	宇和島信用金庫
	東予信用金庫
	川之江信用金庫
	四国労働金庫
	愛媛県信用漁業協同組合連合会
	株式会社みずほ銀行
	株式会社三井住友銀行
	株式会社中国銀行
	株式会社広島銀行
	株式会社山口銀行
	株式会社阿波銀行
	株式会社百十四銀行
	株式会社四国銀行
	株式会社徳島銀行
	株式会社香川銀行
	株式会社高知銀行
	三井住友信託銀行株式会社
	商工組合中央金庫

(注) みずほ銀行及び三井住友銀行以外の収納代理金融機関については、県内に所在する本支店に限る。